

特定非営利活動法人の活動分野について
(平成30年3月31日現在)

1. 平成30年3月31日現在の法人数 51,871

2. 法人の行う活動の分野(20分野別、複数回答)

号数	活動の種類	法人数
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	30,527
第2号	社会教育の推進を図る活動	25,174
第3号	まちづくりの推進を図る活動	23,110
第4号	観光の振興を図る活動	2,728
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2,321
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,635
第7号	環境の保全を図る活動	14,095
第8号	災害救援活動	4,266
第9号	地域安全活動	6,306
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	8,859
第11号	国際協力の活動	9,604
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,878
第13号	子どもの健全育成を図る活動	24,246
第14号	情報化社会の発展を図る活動	5,828
第15号	科学技術の振興を図る活動	2,893
第16号	経済活動の活性化を図る活動	9,283
第17号	職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動	13,046
第18号	消費者の保護を図る活動	3,174
第19号	連絡、助言又は援助の活動	24,600
第20号	指定都市の条例で定める活動	241

(注1)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は51,871法人にはならない。

(注2)第14号から第18号までは、改正特定非営利活動促進法施行日(平成15年5月1日)以降に申請して認証された分のみが対象。

(注3)第4号、第5号及び第20号は、改正特定非営利活動促進法施行日(平成24年4月1日)以降に申請して認証された分のみが対象。

3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数
1個	5,779
2個	7,907
3個	9,018
4個	8,161
5個	6,520
6個	4,661
7個	3,160
8個	2,046
9個	1,364
10個	909
11個	618
12個	519
13個	264
14個	185
15個	145
16個	71
17個	311
18個	33
19個	157
20個	43

(注4)13個から17個までは、改正特定非営利活動促進法施行日(平成15年5月1日)以降に申請して認証された分のみが対象。

(注5)18個から20個までは、改正特定非営利活動促進法施行日(平成24年4月1日)以降に申請して認証された分のみが対象。